破産手続廃止

平成２２年（フ）第５０号
栃木県足利市柳原町855番地
破産者　亡深野幸子相続財産
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第３３８号
奈良県磯城郡三宅町大字石見228番地の52
破産者　有限会社コーヨー
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
奈良県大和高田市大字市場111番地の29、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市中央区瓦町２丁目３番14号
破産者　飛鳥建設株式会社
1　決定年月日　平成22年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
茨城県古河市尾崎1364番地
破産者　伊藤電気株式会社
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５９号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目19番４号
破産者　南村　亜紀
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３７号
千葉県白井市中149番地の26
破産者　有限会社佐藤塗装
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県柏市つくしが丘３丁目８番10号
破産者　佐藤　充昭
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５５号
千葉県印西市原山２丁目１番地１棟103号
破産者　藍野　丈夫
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７８２３号
東京都新宿区新宿１―４―13
破産者　有限会社日本語教育新聞社
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８２４号
東京都杉並区西荻北４―38―23―301
破産者　石井　純子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０７１号
東京都新宿区住吉町８番６号　野村ビルディング曙橋５階
破産者　パワー・ゲイト・エンタテイメント株式会社
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０７２号
東京都新宿区住吉町８番６号　野村ビルディング曙橋５階
破産者　パワーゲイトフィルム株式会社
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０７３号
東京都練馬区東大泉６丁目52―16―102、開始決定時の住所東京都江東区亀戸３丁目19―11
破産者　熱田　俊治
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５４６３号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目５番地３
破産者　有限会社東和旅行サービス
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９１７号
東京都渋谷区恵比寿３丁目29―16
破産者　野末　　誠
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４４号
東京都港区六本木３丁目１番30号　ＡＢビル４Ｆ
破産者　株式会社ディーダッシュ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８４６号
東京都港区東麻布１丁目26番６号
破産者　有限会社ブルースターコーポレーション
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３０７号
東京都板橋区大谷口１丁目22―２―201
破産者　長谷川　正
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４号
山梨県富士吉田市松山２丁目７番14号　オフィスビルオサダ５階
破産者　株式会社ＦＯＲ
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５５号
山梨県富士吉田市大明見512番地
破産者　桑原　士郎
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山梨県富士吉田市小明見1863番地の３
破産者　萱沼　正浩
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
富山県小矢部市芹川165番地　藤崎文治方、申立時の住所岐阜県瑞浪市陶町大川779番地の186
破産者　亡溝口洋相続財産
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部